

# 青森県報

号外第十号

令和二年  
三月十一日  
(水曜日)

## 目次

## 告 示

- 急傾斜地崩壊危険区域の指定の一部改正……………(河川砂防課) ……一
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除……………(同) ……一
- 土砂災害警戒区域の指定の解除……………(同) ……二
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………(同) ……三
- 土砂災害警戒区域の指定……………(同) ……四

## 告

## 示

### 青森県告示第百六十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三條第一項の規定により、昭和四十八年三月三十一日青森県告示第二百十八号(急傾斜地崩壊危険区域の指定)の一部を次のとおり改正するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び西北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

令和二年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

第十七号を次のとおり改める。

十七 大和田区域急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱七号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱一号と標柱七号を結んだ線は県道弘前岳鱒ヶ沢線官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	西津軽郡鱒ヶ沢町	赤石町	大和田	二八の五
二	〃	〃	〃	三五の七一
三	〃	〃	〃	〃
四	〃	〃	〃	三五の七三
五	〃	〃	〃	三五の四二
六	〃	〃	〃	三三の四
七	〃	〃	〃	〃

### 青森県告示第百七十号

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七條第六項において準用する同条第四項及び同法第九條第九項において準用する同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び西北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

令和二年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 南浮田町土砂災害警戒区域及び南浮田町土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

西津軽郡鱒ヶ沢町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

（図面省略）

- 二 中村土砂災害警戒区域及び中村土砂災害特別警戒区域

- 1 解除する区域

西津軽郡鰺ヶ沢町の区域のうち次の図面に示す区域

（図面省略）

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

（図面省略）

- 三 本町二号土砂災害警戒区域及び本町二号土砂災害特別警戒区域

- 1 解除する区域

西津軽郡鰺ヶ沢町の区域のうち次の図面に示す区域

（図面省略）

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

（図面省略）

- 四 下清水崎一号土砂災害警戒区域及び下清水崎一号土砂災害特別警戒区域

- 1 解除する区域

西津軽郡鰺ヶ沢町の区域のうち次の図面に示す区域

（図面省略）

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

（図面省略）

- 五 東阿部野四号土砂災害警戒区域及び東阿部野四号土砂災害特別警戒区域

- 1 解除する区域

西津軽郡鰺ヶ沢町の区域のうち次の図面に示す区域

（図面省略）

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

（図面省略）

- 六 三ツ沢一号土砂災害警戒区域及び三ツ沢一号土砂災害特別警戒区域

- 1 解除する区域

西津軽郡鰺ヶ沢町の区域のうち次の図面に示す区域

（図面省略）

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

（図面省略）

青森県告示第百七十一号

土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び西北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

令和二年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

南中村沢土砂災害警戒区域

一 解除する区域

西津軽郡鰺ヶ沢町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

二 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

青森県告示第百七十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第七条第四項及び第九条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県国土整備部河川砂防課及び西北地域県民局地域整備部に備えて縦覧に供する。

令和二年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 南浮田町土砂災害警戒区域及び南浮田町土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

西津軽郡鰺ヶ沢町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号)第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二 中村土砂災害警戒区域及び中村土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

西津軽郡鰺ヶ沢町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三 本町二号土砂災害警戒区域及び本町二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

西津軽郡鰺ヶ沢町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

四 下清水崎一号土砂災害警戒区域及び下清水崎一号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

西津軽郡鰺ヶ沢町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

五 東阿部野四号土砂災害警戒区域及び東阿部野四号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

西津軽郡鰺ヶ沢町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

六 三ツ沢一号土砂災害警戒区域及び三ツ沢一号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

西津軽郡鰺ヶ沢町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第百七十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び西北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

令和二年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

南中村沢土砂災害警戒区域

一 指定の区域

西津軽郡鰺ヶ沢町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

二 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(発行者・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚三付十五円七十三銭